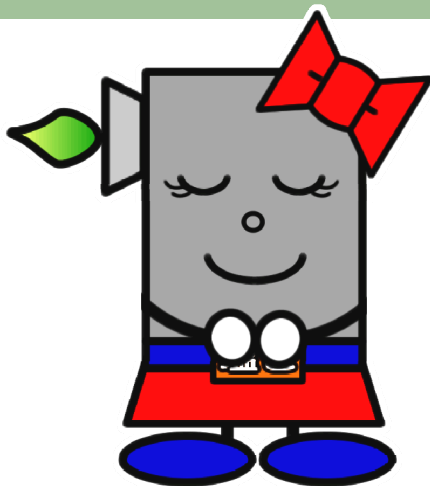


「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」にともなう

塩ビちゃん 使用可能ライターの変更について



「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」の施行(平成22年12月27日施行、施行の日から9ヶ月間は経過措置。)にともない「塩ビちゃん」の使用可能ライターが下記のように変更になりますのでご案内いたします。

※塩ビちゃん自体の製品上の仕様変更はありません。

「従来の使用可能ライター」は平成23年9月27日以降は市場での販売はできなくなりますが、ご使用は「従来の使用可能ライター」、「新しい使用可能ライター」どちらもできます。

従来の塩ビちゃん使用可能ライター ML-17



新しい塩ビちゃん使用可能ライター CR-ML-17<PSC>



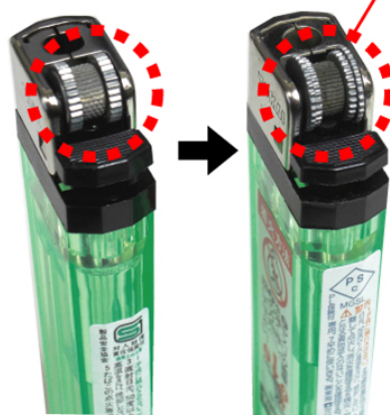
※この他の「塩ビちゃん使用可能ライター」である「SPカラード」が「CR-SPカラード<PSC>」となりこれも同じく、塩ビちゃん使用可能ライターとなります。

■新しいライターの仕様変更点

① 子供が着火しにくくするため2段階式になっています。

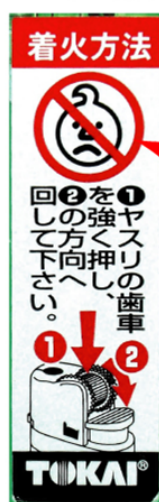
② 「子供に触れさせない!」のマークと着火方法のラベルが貼付してあります。

③ PSCマーク(国の定めた技術上の基準に適合した印)が付いています。



従来の塩ビちゃん使用可能ライター
ML-17

新しい塩ビちゃん使用可能ライター
CR-ML-17<PSC>



■「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」の施行により、平成23年9月27日以降は従来の「塩ビちゃん用ライター」は販売禁止となります。改めまして技術基準を満たしたライター(PSCマーク付)である新しい「塩ビちゃん用ライター」を販売します。